第104回千葉市個人情報保護審査会

1 日時 : 平成29年4月18日(火) 午後6時00分~午後7時20分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「若潮」

3 出席者

(1)委員

井原真吾委員、國松憲子委員、下井康史委員、横溝昇委員

(2) 事務局

山元総務部長、小柳市政策法務課政情報室長、渡邊同課主査、石川同課主任主事、 土井同課主任主事

4 議題

- (1) 会長の選任及び職務代理者の指定について(公開)
- (2)調査審議の手続について(公開)
- (3) 諮問事項の審議

諮問第21号

「千葉市立○○小学校が審査請求人へ宛てた平成○○年○○月○○日付け及び同年 ○○月○○日付け回答書を作成するにあたって参考とした資料一式」に係る部分 開示決定について

(4) その他

5 議事の概要

(1)会長の選任及び職務代理者の指定について 委員の互選により下井康史委員が会長に選出された。 下井康史会長により井原真吾委員が職務代理者に指定された。

- (2)調査審議の手続について 事務局案のとおり承認した。
- (3) 諮問事項の審議

委員間で意見交換をした。

(4) その他

次回の開催は、別途日程調整することとした。

6 会議経過

(小柳市政情報室長) ただいまから、第104回千葉市個人情報保護審査会を開催いた します。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、市政情報室長の小柳と申します。よろ しくお願いいたします。

本日の会議は、事前に皆様にご案内しましたとおり、一部公開でございますが、傍聴 の方はいらっしゃいません。

本日は、昨年の4月1日付で委員をお願いいたしました皆様によります初めての会議となりますので、ご紹介をさせていただきます。なお、田部井彩委員は、本日、諸用のため欠席でございます。

(委員紹介)

(小柳市政情報室長) これから、平成30年3月末までよろしくお願いいたします。 次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

(小柳市政情報室長) ここで、部長の山元よりご挨拶を申し上げます。

(山元総務部長) 改めまして、総務部長の山元でございます。よろしくお願いいたします。審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、 大変ありがとうございます。

また、日ごろから市政の推進に対しまして、さまざまな形でお力添えをいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思っております。

現在、情報化の進展が驚くほどの速さで進む中、個人情報の取扱いの重要性が増しているところでございます。そのような中で、本審査会は、個人情報の開示決定等に係る審査請求があった場合に、慎重かつ公正な審査を行うために設けられた重要な審査会で

ございます。

皆様方には、ご多忙の折、大変恐縮でございますけれども、本審査会におきまして、何とぞお知恵をお貸しいただき、お力添えをくださいますようお願い申し上げまして、 簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆ (1) 会長の選任及び職務代理者指定について

(小柳市政情報室長) この後、議事に入りますが、会長選任までの間、総務部長の山元 が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

(山元仮議長) それでは、会長の選任までの間、仮議長を務めさせていただきます。 まず、議事(1)「会長の選任及び職務代理者の指名」でございます。

千葉市個人情報保護条例施行規則第28条第1項の規定によりまして、委員の皆様の 互選で会長を選出していただくことになりますが、いかがでしょうか。

(國松委員) 行政法がご専門で、千葉市情報公開・個人情報保護審議会の委員を務められておられる、下井康史委員に会長をお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

(山元仮議長) 下井康史委員を会長にというご提案がございました。皆さん、いかがで しょうか。

(異議なし)

(山元仮議長) ありがとうございます。

それでは、下井委員に会長をお願いしたいと思います。

これからの運営につきましては、下井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(下井会長) ご指名ですので、会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、議事を進行させていただきます。

まず、千葉市個人情報保護条例施行規則第28条第3項の規定により、職務代理者を 私が指名することになっておりますが、井原委員にお願いしたいと思います。よろしく お願いいたします。 (井原委員) 今回、初めてですので、いろいろ皆さんに教えていただきながら頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

◆(2)調査審議の手続について

(下井会長) では、議事(2) 「調査審議の手続について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

【事務局の説明】

(小柳市政情報室長) 私からご説明いたします。

この議題の要点は、個人情報保護審査会の諮問の時期をいつにするかということです。 資料1-1をご覧ください。これは、昨年4月からスタートした新しい行服法による一般的な行政処分に対する不服申立手続のフローを図にしたものです。

左の項目1の説明にございますとおり、(1)審査庁が、処分に関与しない職員である「審理員」を指名し、その審理員が公平に審理するという仕組みと(2)第三者機関である「行政不服審査会」が審査庁の判断をチェックし、二重に第三者の目が入る仕組みが導入されました。

左のフロー図を見てみますと、①審査請求人から審査請求書が提出され、②処分庁が 弁明書を提出し、③審理員がその反論書を審査請求人に求め、審理員が当事者からの書 類を全て徴した上で④審理員意見書を作り、⑤審査会に諮問が行われます。

情報公開と個人情報の不服申立ての場合も、改正行服法の影響を受けますが、この分野では、既に「個人情報審査会」などが「審理員」と「行政不服審査会」の役割を担っているので、法令と条例の規定により、「審理員」の設置と「行政不服審査会」への諮問が不要とされ、実質的な審理は、この審査会が担っております。

そこで、今回改正による審議手順案を、右の項目2の下のフロー図にお示ししました。 当初は、諮問を一般の不服申立てと同様に行うことを考えておりましたが、審査会は 審理員の役割も担っているので、早いうちに諮問したほうが、審査会から処分庁へ資料 を要求するなど、審査会として早期に動ける利点があります。

ただ、処分庁の弁明書も完成していない段階で諮問をしてしまうと、処分庁が、不服 申立てについて全て認容するのか、争うのか分からないので、処分庁に再検討の機会を 与え、弁明書が提出されて争う意思があることを確認してから諮問するというのが最も 効率的と思い、この順序にいたしました。

その後、行服法の規定に基づいて審査請求人からの反論書の提出を受けるなどの手続があります。従来は、理由説明書や意見書などを実施機関から求めていましたが、意見書は③の反論書に吸収されてしまうので、審査請求人から希望があった場合又は審査会が必要と認めた場合には、審査請求人が審査会において口頭意見陳述をしたり、審査会が実施機関に説明を求めたり、審査請求人に意見書の提出を求めたりする仕組みを考えております。その上で、左フロー図の④審理員の意見書や⑥行政不服審査会の答申のような役割を併せ持った審査会の答申を受けて実施機関が裁決することになります。

この改正のポイントは、諮問の時期をできるだけ早くすることと、審査会は左フロー図で言う審理員の役割も担っていることから、書面の提出手続を簡素化して裁決までの期間を短縮化することでございます。

資料1-2をご覧ください。先ほどの図に合わせた本審査会の運営要領の一部改正の新旧対照表です。先ほどの説明に合わせ、所要の改正をするものでございます。

説明は、以上です。よろしくお願いします。

【意見交換等】

(下井会長) ありがとうございました。

今のご説明につきまして、質問、意見がありましたら、お願いいたします。 これは、審議事項ですか。

- (小柳市政情報室長) 審査会の要領ですので、ご審議の上、承認いただければ改正となります。
- (下井会長) 昨年から改正行政不服審査法が施行されて、それによって、かえってスピードが遅くなってしまうのは妥当でない、事務局案が妥当であると私も思っております。 特に、ご意見、ご質問がないようでしたら、これで承認ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(下井会長) それでは、これでお願いいたします。

◆ (3) 諮問事項の審議 以下非公開